

平成29年3月14日

第80回 神戸市個人情報保護審議会

福祉医療システムへの情報項目の追加に  
ついて

(保健福祉局)

神保高国第3987号  
平成29年3月14日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

福祉医療システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

福祉医療システムへの情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)  
◎は条例第11条第2項に該当するもの

【要介護情報】

- ◎要介護度
- ◎要介護度始期
- ◎要介護度終期
- ◎住所地特例の該当・非該当

## 福祉医療システムへの情報項目の追加について

### 1 趣旨・概要

老人医療費助成制度は、65歳～69歳の神戸市民で一定の所得以下の方を対象に医療費助成を行う制度であり、昭和46年度以降、兵庫県の補助を受けながら県市協調で実施している。

この度、兵庫県の行革プランにおいて当該制度が見直され、平成29年7月から名称が高齢期移行者助成制度に変更されるとともに、従来の年齢要件、所得基準に加えて、介護保険法に基づく要介護2以上であることが新たに資格要件として追加されることとなった。神戸市も県と同様に制度変更を行う予定であり、それに伴い、福祉医療システムでも受給者の要介護情報に関する項目の追加を行う。

### 2 内容

各区役所において高齢期移行者助成制度の新規認定受付時に、本人から要介護情報を確認し、システムに登録を行う。

要介護情報の確認に当たっては、介護保険証等の証拠書類の提示を受けることにより行うが、本人が証拠書類を持参していない場合は、本人同意の上、介護保険担当に要介護情報の確認を行う。

### 3 効果

受給者の要介護情報をシステムに登録することにより、円滑かつ確実な資格管理を行うことができるようになる。

### 4 実施計画

|            |             |
|------------|-------------|
| 平成29年4月～5月 | プログラム作成・テスト |
| 平成29年6月    | 登録開始        |

### 5 件数

|               |         |
|---------------|---------|
| 老人医療費助成制度受給者数 | 約4,000人 |
| 毎月の要介護情報登録数   | 約3人/月   |

## 6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティ実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の操作管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、入退室管理用IDカードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

### (2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実かつ速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(参考資料) 老人医療費助成の見直し概要

|         |      | 現行  |                        | 新制度  |                |
|---------|------|---|------------------------|--|----------------|
| 名 称     |      | 老人医療費助成   |                        | <b>高齢期移行者医療費助成</b>   |                |
| 対象年齢    |      | 65歳～69歳の方   |                        | 同左   |                |
| 資格要件    |      | 低所得者Ⅱ：市民税非課税世帯かつ、本人の公的年金等の収入金額と合計所得を加えた額が80万円以下<br>低所得者Ⅰ：低所得者Ⅱの要件を満たし、本人を含む世帯全員の所得がいずれも0円 |                        | ①左の低所得Ⅱを満たしかつ、<br><b>要介護度が2以上</b><br>又は<br>②左の低所得Ⅰを満たす方<br><br>※平成29年6月末時点で現行制度の対象年齢の方(昭和27年6月30日以前に生まれた方)は70歳になるまで旧制度の資格要件を適用(経過措置) |                |
| 負担割合    | 区分   | 昭和24年6月30日以前生まれ<br>(※1)   | 昭和24年7月1日以降生まれ<br>(※2) | 昭和24年6月30日以前生まれ  | 昭和24年7月1日以降生まれ |
|         | 低所得Ⅱ | 2割  | 2割                     | 左の(※1)欄と同様   | 左の(※2)欄と同様     |
| 低所得Ⅰ    | 1割   |   |                        |  |                |
| 自己負担限度額 | 低所得Ⅱ | 外来  | 8,000円                 | 12,000円  |                |
|         |      | 入院  | 24,600円                | 35,400円  |                |
|         | 低所得Ⅰ | 外来  | 8,000円                 | 8,000円   |                |
|         |      | 入院  | 15,000円                | 15,000円  |                |

(※1)はH26年7月制度変更時に設けられた経過措置の区分。(※2)はそれ以外。